

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正について

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「13, 647ヘクタール」を「13, 829ヘクタール」に改め、同号イ中「689, 400人」を「670, 900人」に改め、同号ウ中「362, 600立方メートル」を「349, 700立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市公共下水道全体計画の見直しに伴い、下水道事業の排水区域等を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。